

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会の専門委員会の設置について

平成 13 年 10 月 9 日
総合政策・地球環境合同部会決定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)第9条第1項に基づき、総合政策・地球環境合同部会に置く専門委員会について、次のとおり決定する。

- 1 議事運営規則第9条の専門委員会として、「地球温暖化対策税制専門委員会」を置く。
- 2 地球温暖化対策税制専門委員会は、地球温暖化防止のための税制の在り方に関する調査を行う。
- 3 地球温暖化対策税制専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。